



令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金のご案内について

本給付金は、デフレ完全脱却に向けた内閣府の総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯を対象に、1世帯あたり10万円を給付するものです。

また、上記世帯の中で18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯には、対象児童1人あたり5万円を加算して給付するものです。

均等割とは？

住民税は「均等割」と「所得割」という税金で成り立っています。

- ・**均等割**：前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に等しく負担していただく税です。
- ・**所得割**：前年の所得金額に応じて負担していただく税で、均等割とは異なり、所得金額と所得控除額を基に計算されています。

※非課税とは、均等割・所得割ともにかかるないことを言います。

支給金額

- 1世帯あたり10万円
- こども1人あたり5万円の加算

※平成18年4月2日生まれ以降の同一生計の児童が対象となります。

支給対象（1世帯あたり10万円）

令和6年6月3日時点（基準日）で志布志市に住民登録がある世帯で、次の①、②、③のいずれかに該当する世帯。ただし、令和5年度の給付金事業で10万円や7万円給付金の支給対象となっていた世帯は対象外となります。

- ①令和6年度住民税が均等割のみ課税されている世帯
- ②令和6年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯
- ③令和6年度住民税が非課税者のみで構成される世帯

※世帯全員が、令和6年度住民税均等割課税者からの税扶養控除に適用されている場合は対象外となります。

※他の市町村で同様の給付金を受給した世帯（または世帯主）も対象外です。

こども加算の支給対象（こども1人あたり5万円）

上記支給対象条件の該当世帯で、同一世帯に18歳以下の同一生計の児童（平成18年4月2日生まれ以降）がいる世帯

【下記に該当する世帯につきましては、給付対象となる可能性がありますので市役所まで御連絡ください】

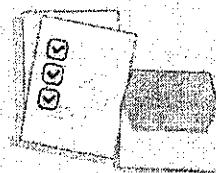
- 令和6年6月3日以降に生まれたこどもがいる世帯
- 進学などで入寮しているこどもがいて、別世帯であるが生計が同一である世帯
- 何らかの理由でこどもと別居しているが、生計が同一である世帯

給付金の手続き方法等の詳細については裏面へ

給付金の手続き方法

- 対象世帯には、市役所から給付内容や確認事項が記載された「支給要件確認書」を令和6年7月中旬頃から順次発送いたします。
- 確認書の内容（支給要件等）を確認し必要事項を記入の上、申請してください。

【確認事項】



- ①確認欄（支給要件）には、チェック（☑）をしましたか。
- ②「世帯主氏名」「確認日」「連絡先電話番号」の記入はしましたか。
- ③振込口座登録のない方や変更を希望される方
 - ・希望する振込口座情報を記入しましたか。
 - ・口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカード）の写し（コピー）を添付しましたか。
- ④代理人申請（世帯主以外の方が確認・請求・受給すること）の場合
 - ・代理人の情報について記入しましたか。
 - ・世帯主氏名欄に署名または記名押印をしましたか。
 - ・代理人が受給する場合、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写し（いずれか1つ）、代理人の口座情報の分かる書類の写しを添付しましたか。

留意事項

- ◆ 課税状況確認のため、未申告の方は申告をお願いいたします。
- ◆ 意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
- ◆ 給付金の支給後、修正申告等により支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきますので御了承ください。
- ◆ 本給付金は、差押禁止及び非課税の対象となります。

【給付金を装った詐欺に御注意ください！】



行政職員をかたる不審な電話・郵便等に御注意ください。発見した場合は市役所もしくは最寄りの警察署（電話相談#9110）まで御連絡ください。また、不審なメールが送られてきた場合、URLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除をお願いします。

問い合わせ先（受付時間 平日8:30～17:15 土日祝を除く）



志布志市役所 有明庁舎 099-474-1111 (177、178)
志布志庁舎 099-472-1111 (201、207)
松山庁舎 099-487-1111 (271)